

# 2020年12月19日(土) 月刊ケア1月号 掲載

情報かわらばん『新出生前診断を開始 胎児の染色体異常を検査』

産婦人科 片岡 宙門 診療部長

## 新出生前診断を開始 胎児の染色体異常を検査

函館中央病院

函館中央病院（函館市）は、妊婦の血液から胎児の染色体異常の有無を調べる「新出生前診断（NIPT）」を開始した。日本医学会の実施認定を受けた医療機関は、道内4施設目、道南では初めて。

NIPTは、妊婦の血液に含まれる胎児のDNAから21トリソミー（ダウン症候群）、18トリソミー（エドワーズ症候群）、13トリソミー（パトー症候群）の3種の先天的染色体疾患を調べる検査。母体から採血するだけで、高い確率で染色体異常を検知できるため、母体や胎児にリスクや負担がない検査だが100%の診断ではなく、陽性となった場合は羊水検査を行って確定診断する。

対象は、35歳以上の高齢妊娠やエコーや母体血清マーカー検査で胎児に染色体異常の可能性があるとされた場合など一定条件を満たす妊婦に限定される。また、検査前後にカウンセリングを受ける必要がある。検査は、妊娠10週以降で、保険適用外のため費用は20万円。

高齢妊娠の増加もあり、近年、検査の需要が高まっている一方、検査結果によっては、出産するか、しないかの判断を求められることになる。

日本産科婦人科学会など関連学会は2013年、専門家による遺伝カウンセリングの実施などの要件を盛り込んだ指針を策定。支援体制を備えているなど要件を満たしている医療機関を日本医学会が実施施設として認定している。道内では北大、札幌医大、旭川医大の3大病院が2013～2014年に認定され、NIPT東日本札幌病院と函館中央病院が2019年12月、認定となった。

同院は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から実施を延期していたが、10月から受付を始めた。同院産婦人科診療部長の片岡宙門（せうもん）医師は「認定を受けていないにも関わらず、営利目的でNIPTを実施している施設もあり問題になっていきます。最初にかかりつけの産婦人科医に相談し、検査を希望する場合は、必ず認定施設で受けてほしい」としている。